

令和3年1月21日版

君津市中小企業等事業継続支援金

- 申請要領 -

＜受付期間＞

令和2年5月14日（木）～令和3年2月28日（日）まで

※8月末までに君津市中小企業等事業継続支援金の申請をし、
支援金を受け取った方は再度申請することはできません。

（1事業者1回限りです）

君津市経済振興課

【電 話】0439-56-1589

【受付時間】午前9時から午後5時まで（平日のみ）

目 次

I 支援金の概要

1 趣 旨	1
2 支給額	1

II 対象要件

III 申請手続き

1 問い合わせ先	5
2 申請書の提出	5
3 支給の決定等	20

IV 要件に関する特例

V その他留意事項

(別紙) 千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置 25

(別紙) 暴力団排除に関する規定 (II 対象要件 (7) 関係) 28

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている中小企業等が、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、事業を継続していただけるよう支援金を給付いたします。

2 支給額

IIの対象要件を満たす中小企業者等に対し、一律10万円を支給します。なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。

※ 「事業者」は、従業者及び設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

II 対象要件

下記の7つの要件を全て満たしている必要があります。（（6）については該当する場合のみ）

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人^{※1}（以下、中小企業者という。）、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（以下、NPO法人という。）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人又は組合等^{※2}のうち、以下^{※3}に掲げる業種を営む者であること。

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

注 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じる。ただし、医療法人等の医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象。

※ 2 組合等の範囲

・ 中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 ・ 協業組合 ・ 商工組合及び商工組合連合会 ・ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ・ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 ・ 内航海運組合、内航海運組合連合会

※ 3 支給対象となる業種

中小企業基本 法上の類型	日本標準産業分類上の分類 (第 13 回改定 (平成 26 年 4 月 1 日施行))
①卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち卸売業
②小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち小売業 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店）、中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
③サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業）、中分類 3 9（情報サービス業）、 小分類 4 1 1（映像情報制作・配給業）、小分類 4 1 2（音声情報制作業）、小分類 4 1 5（広告制作業）、小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業）、中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち中分類 7 5（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）※小分類 7 9 1（旅行業）除く 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業＜他に分類されないもの＞）
④製造業、 建設業、 運輸業 その他業種 (①～③を除く)	大分類 C（鉱業、採石業、砂利採取業） 大分類 D（建設業） 大分類 E（製造業） 大分類 F（電気・ガス・熱供給・水道業） 大分類 G（情報通信業）※③業種を除く 大分類 H（運輸業、郵便業） 大分類 J（金融業、保険業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）※③業種を除く 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類 7 9 1（旅行業）

注 複数の業種を営んでいる場合は、主たる事業（売り上げが大きい方）の業種で判断します。

※ 4 以下に該当する法人は、支給の対象とはなりません。

- 〔 ①学校法人、②宗教法人、③農事組合法人、④農業法人（ただし、会社法の会社又は有限会社は対象）、⑤有限責任事業組合（LLP） 〕

※5 以下に該当する法人は、支給の対象となります。

- ①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、
- ⑤（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）、
- ⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、
- ⑧税理士法に基づく税理士法人、⑨行政書士法に基づく行政書士法人、
- ⑩司法書士法に基づく司法書士法人、⑪弁理士法に基づく特許業務法人、
- ⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、
- ⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人
- ⑭社会福祉法人、⑮医療法人、⑯NPO法人、
- ⑰一般社団・財団法人、⑱公益社団・財団法人、⑲組合等

注 中小企業基本法の中小企業者の範囲（※1）に限る。ただし、医療法人等の医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象。

（2）新型コロナウイルス感染症の拡大により、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 令和2年1月から令和2年12月のうち、任意のひと月の売上高^{※1}が前年同月と比較して50%以上減少していること。

イ 令和2年6月から令和2年12月のうち、連続する任意の3か月の売上高^{※1}の合計が前年同期と比較して30%以上減少していること。

※1 個人事業主の場合、確定申告書第一表における「事業収入」および「不動産収入」を指し、それ以外の「農業収入」「給与収入」等は該当しません。

※2 上記の比較が困難で、平成31年4月1日から令和2年3月の間に新規創業、事業承継、法人成した中小企業者等の場合は、「要件に関する特例（P21）」を参照。

（3）君津市内に「主たる事業所」[※]を有する中小企業者であること。

※ 法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地。

個人事業主（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。

個人事業主（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地。

NPO法人・公益法人等特例の場合は、履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認

（4）事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

（5）事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

(6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき千葉県が休業等の要請を行った施設を有する者にあつては、当該要請に応じていること。

※休業要請については、全期間について協力いただくことが基本ですが、今回の対象要件としては、

① 令和2年4月22日（水）から5月 6日（水）までの全ての期間

② 令和2年5月 9日（土）から5月31日（日）までの全ての期間

（②については、休業要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの期間とする。）

について、県の要請に応じていることが必要です。

※休業等の要請対象施設についてはp 25 参照。

(7) 「暴力団排除に関する規定」（p 28 参照）を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

Ⅲ 申請手続き

1 問い合わせ先

君津市経済振興課

【電 話】 0439-56-1589

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（平日のみ）

2 申請書の提出

（１）申請受付期間

令和2年5月14日（木）から令和3年2月28日（日）まで

（２）申請受付方法

原則、メール及び郵送での申請受付とします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。ご不明な点は電話またはメールにて対応させていただきます。

① メール提出の場合

keizoku@city.kimitsu.lg.jp

※メール受信時に自動で受信完了メールを送信します。

届かない場合は再度送信をお願いします。

※1通の容量が10MB以上になる場合は分割して送付してください。

② 郵送の場合

申請書類を以下の宛先に郵送してください。（令和3年2月28日（日）の消印有効）

【宛先】 〒299-1192 君津市久保2-13-1

君津市役所経済振興課 支援金 担当

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※必ず、郵送にて提出してください。直接のお持ち込みはご遠慮ください。

(3) 申請書類の入手方法

以下の方法で本支援金にかかる申請書等を入手できます。

【電子データによる入手】

君津市HPよりダウンロードすることができます。

(URL) <https://www.city.kimitsu.lg.jp/site/covid-19-info/31101.html>

【紙ベースによる入手】

以下の関係機関において入手できます。

- ① 市役所（4階経済振興課）
- ② 各行政センター
- ③ 君津商工会議所

※申請受付窓口は設置しませんので、内容のお問合せは市役所経済振興課にお願いします。

(4) 申請書類

以下の点に留意して申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

- ・③～⑩の書類については、千葉県中小企業再建支援金申請に提出したもののコピーでかまいません。
- ・千葉県中小企業再建支援金の交付決定通知書の写しを提出いただければ、⑤～⑩の書類の提出は不要です。

	申請書類一覧	チェック
①	君津市中小企業等事業継続支援金交付申請書（第1号様式） （p 8、9 参照） （※）メール提出の場合は、申請書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。	☐
②	誓約書（第2号様式）（p 10 参照） （※）誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。 （※）メール提出の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。	☐
③	振込先口座を確認できる書類（通帳の写し）（p 11 参照）	☐
④	前年の確定申告書類の控え（p 12～14 参照） ※法人の場合は前年分に限らず、比較対象月を含む書類が必要です。	☐
⑤	【個人事業主の場合】 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）（p 15 参照）	☐
⑥	役員等名簿（p 16 参照） （※）個人事業主の場合は代表者を記載してください。	☐
⑦	感染症防止対策チェックリスト（p 17 参照）	☐
⑧	減収月の売上台帳等の写し（p 18 参照）	☐
⑨	【県の休業等要請対象業種の場合】 休業等を確認できる書類（p 18 参照） （※）p 4に掲げる期間の休業等を確認できる書類が必要です。	☐
⑩	【新規創業、事業承継・法人成特例、NPO法人・公益法人等特例の場合】 特例に該当することが確認できる書類の写し（p 19 参照）	☐

※ 申請書類の判読が困難（コピーが薄い、文字・数字が読みにくい等）である場合や不備がある場合には、再提出をお願いすることとなり、支給までに相当な時間を要することがあります。

申請前にもう一度、提出書類の確認をお願いします。

① 君津市中小企業等事業継続支援金交付申請書（第1号様式）

君津市中小企業等事業継続支援金交付申請書（中小企業者用）

令和2年5月14日

君津市長 石井宏子 様

住 所 君津市久保〇―〇―〇
申請者 氏 名 有限会社 君津商事 ㊤
電話番号 0439-56-〇〇〇〇

中小企業等事業継続支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

主たる事務所の情報	基本情報	フリガナ	ユウゲンガイシャ キミツショウジ												
		名称 (屋号)	有限会社 君津商事												
		フリガナ	キミツシクボ												
		所在地	君津市久保〇―〇―〇												
		電話番号	0439-56-〇〇〇〇			事業内容	雑貨の販売								

申請企業の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	ユウゲンガイシャ キミツショウジ														
		名称	有限会社 君津商事														
	中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資金)	200 万円	業種 ※1から選択	②	常時雇用する 従業員数	10										
	申請者の種別	選択	法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
		個人事業主	所在地							生年 月 日							
特例に該当する場合の特例名称		1 新規創業特例	2 事業承継特例	3 法人成特例													
		4 確定申告特例	5 確定申告特例2	6 白色申告特例													

連続する3か月の売上高の合計で比較する場合は、〇～×月と記載し、売上高はその合計額を記載してください。

等(のその他の①～③を除く)のいずれかを記載して

p21-p24の「要件に関する特例」に該当する場合は、選択してください。

売上情報	本年	売上が減少した月	令和2年	4	月	売上高	2,000,000	円
	前年	比較対象月	令和元年	4	月	売上高	5,000,000	円

担当者	担当者名	所属	会計課	フリガナ	キミツ
	担当者連絡先		0439-56	氏名	君津

「新規創業特例」「確定申告特例2」に該当し、令和元年以外の売上高と比較する場合は「令和元年」を二重線で消し、比較する年を記載してください。

「要件に関する特例」により前年の月平均売上高と比較する場合は、以下のとおり記載してください。

①単月比較の場合
月平均売上高を記載

②3か月比較の場合
月平均売上高を3倍した額を記載

君津市中小企業等事業継続支援金交付申請書（中小企業者用）

記載例
(個人事業主)

令和2年5月14日

君津市長 石井宏子 様

住 所 君津市久保〇—〇—〇
申請者 氏 名 君津 太郎 ㊟
電話番号 0439-56-〇〇〇〇

中小企業等事業継続支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

主たる事務所の情報	基本情報	フリガナ	イザカヤマルマル						
		名称 (屋号)	居酒屋〇〇						
		フリガナ	キミツシクボ						
		所在地	君津市久保〇—〇—〇						
		電話番号	0439-56-〇〇〇〇		事業内容	飲食店			

申請企業の情報	申請事業者名 (法人名又は個人 事業主名)	フリガナ	キミツタロウ											
		名称	君津 太郎											
	中小企業者で あることの確認	資本金 (又は出資金)	記入不要	業種 ※1から選択	②	常時雇用する 従業員数	3							
	申請者の種別 選択	法人	法人番号											
		個人事業主	所在地	君津市北子安〇—〇—〇				生年 月日	昭和 50 年 4 月 1 日					
	特例に該当する 場合の特例名称	1 新規創業特例 2 事業承継特例 3 法人成特例 4 確定申告特例 5 確定申告特例2 6 白色申告特例												

連続する3か月の売上高の合計で比較する場合は、〇～×月と記載し、売上高はその合計額を記載してください。

※1から選択 (①～③を除く) のいずれかを記載して p21-p24 の「要件に関する特例」に該当する場合は、選択してください。

売上情報	本年	売上が減少した月	令和2年	4	月	売上高	300,000	円
	前年	比較対象月	令和元年	4	月	売上高	1,000,000	円

担当者	担当者名	所属	会計課	フリガナ	キミツ	氏名	君津
	担当者連絡先		0439-56				

「新規創業特例」「確定申告特例2」に該当し、令和元年以外の売上高と比較する場合は「令和元年」を二重線で消し、比較する年を記載してください。

「要件に関する特例」により前年の月平均売上高と比較する場合は、以下のとおり記載してください。

①単月比較の場合
月平均売上高を記載

②3か月比較の場合
月平均売上高を3倍した額を記載

② 誓約書

記載例

誓 約 書

私は、君津市中小企業等事業継続支援金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっていても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽はありません。
- 2 君津市中小企業等事業継続支援金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、君津市が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- 3 君津市から申請の内容について検査又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。

以上

令和2年5月14日

君津市長 様

所 在 地 千葉県君津市久保〇－〇－〇

名 称 有限会社 君津商事

代表者名 代表取締役 君津 太郎

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

③ 振込先口座を確認できる書類

記載例

□ 口座の通帳の写し

（法人の場合）法人名義

（個人事業主の場合）本人名義

□ （申請者と振込先名義人が異なる場合）委任状

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

※上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

※画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません。

※委任状について、委任者（支援金申請者の名前・住所）、受任者（振込先口座名義人の名前・住所）・委任する旨の文言（「私に支給される君津市中小企業等事業継続支援金の受領に関する権限を、下の者を代理人とし委任します。」等）・委任者印が確認できることが必要です。

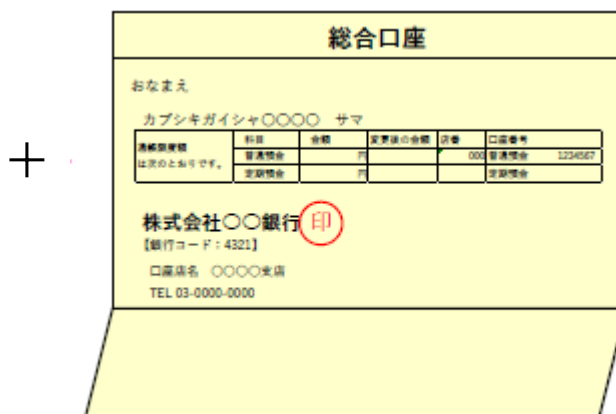
通帳のオモテ面



電子通帳 画面コピー



通帳を開いた1・2ページ目



(ア) 法人の場合

※直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合など、相当の理由により減収月の直前の事業年度の確定申告書類が提出できない場合は、２事業年度前の確定申告書類をもって代えることが可能。

- ☐ 法人税の確定申告書別表一の控え（１枚）
- ☐ 法人事業概況説明書の控え（２枚）

- ・比較対象期間が前々年の事業年度に含まれる場合
→前々年の事業年度の確定申告書類を提出
- ・比較対象期間が前々年から前年の事業年度にまたがる場合
→前々年と前年の事業年度の確定申告書類（２か年分）を提出

■法人事業概況説明書（2枚）

[illegible][illegible]

令和元年分を提出してください。

- ☐ 所得税の確定申告書第一表の控え（１枚）
- ☐ 所得税の青色申告決算書の控え（２枚）

■所得稅青色申告決算書（2枚）

[illegible]

FA 0203

令和 年 所得税青色申告決算書 (一般用)

住所

代表者
氏名

代表者
氏名

〒番号

郵便
番号

加入
税名称

① 税務
代理店

② 税務
代理店
名称

③ 税務
代理店
住所

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (第1項売上金)		営業外支出		営業外支出金		経費	
①		支払利息		支払利息金		①	
②		支払利息		支払利息金		②	
③		支払利息		支払利息金		③	
④		支払利息		支払利息金		④	
⑤		支払利息		支払利息金		⑤	
⑥		支払利息		支払利息金		⑥	
⑦		支払利息		支払利息金		⑦	
⑧		支払利息		支払利息金		⑧	
⑨		支払利息		支払利息金		⑨	
⑩		支払利息		支払利息金		⑩	
⑪		支払利息		支払利息金		⑪	
⑫		支払利息		支払利息金		⑫	
⑬		支払利息		支払利息金		⑬	
⑭		支払利息		支払利息金		⑭	
⑮		支払利息		支払利息金		⑮	
⑯		支払利息		支払利息金		⑯	
⑰		支払利息		支払利息金		⑰	
⑱		支払利息		支払利息金		⑱	
⑲		支払利息		支払利息金		⑲	
⑳		支払利息		支払利息金		㉑	
㉒		支払利息		支払利息金		㉓	
㉔		支払利息		支払利息金		㉕	
㉖		支払利息		支払利息金		㉗	
㉘		支払利息		支払利息金		㉙	
㉚		支払利息		支払利息金		㉛	
㉜		支払利息		支払利息金		㉝	
㉞		支払利息		支払利息金		㉟	
㊱		支払利息		支払利息金		㊲	
㊳		支払利息		支払利息金		㊴	
㊵		支払利息		支払利息金		㊶	
㊷		支払利息		支払利息金		㊸	
㊹		支払利息		支払利息金		㊺	
㊻		支払利息		支払利息金		㊼	
㊽		支払利息		支払利息金		㊾	
㊿		支払利息		支払利息金		㊿	

※ 青色申告の特典については、「税務の専門知識」の「青色申告の特典」の項を参照してください。

※ ①の欄には、書き加えてください。

令和 年分

令和 年分

FA0208

令和 年分

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													
売上(収入)金額													
仕入金額													

令和元年分を提出してください。

- 確定申告書第一表（1枚）

[illegible][illegible]

⑤ 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し

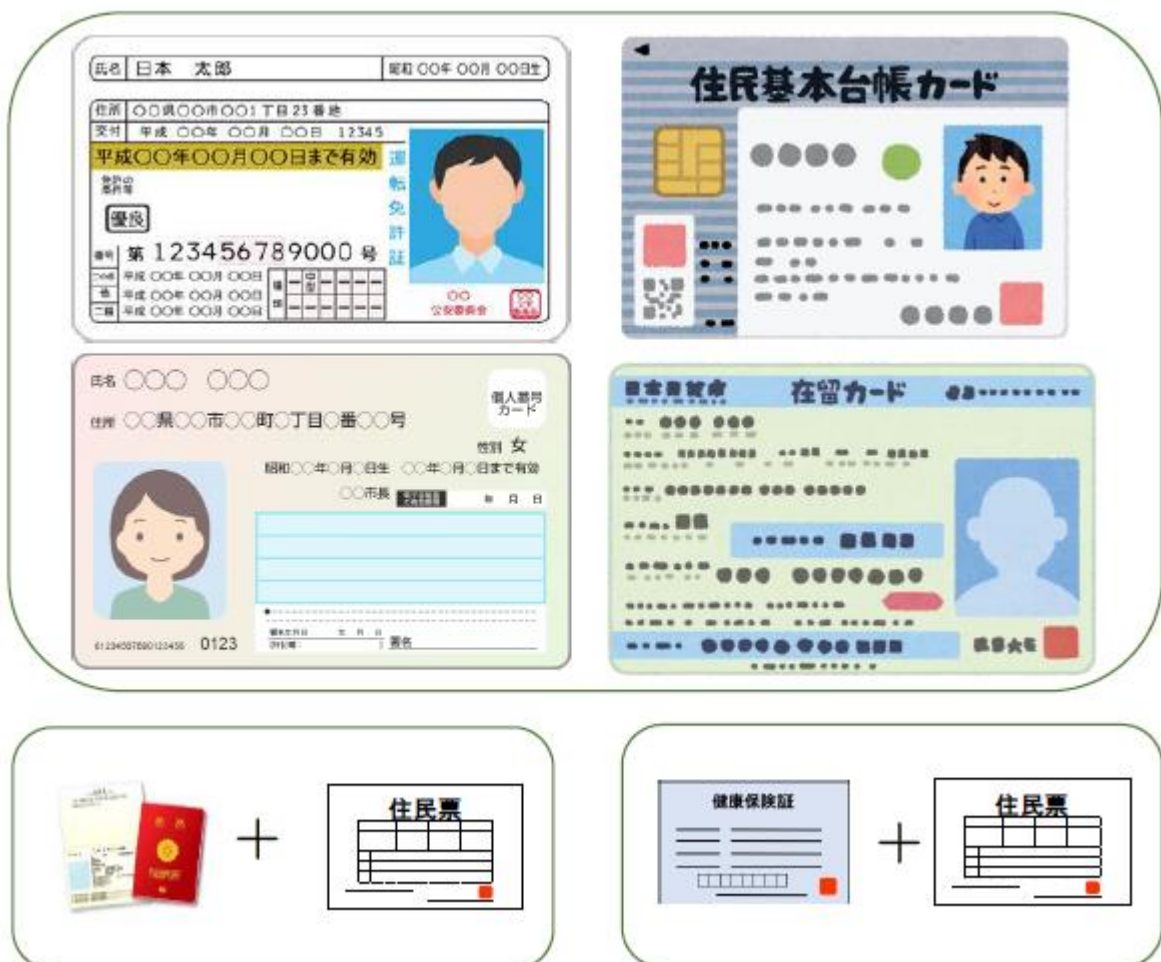
本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- （ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- （イ）個人番号カード（オモテ面のみ）
- （ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- （エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。なお、（ア）から（エ）を保有していない場合は、（オ）又は（カ）で代替することができるものとします。

（オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方



⑥ 役員等名簿

記載例

役員等名簿

番号	商号又は名称（半角）	商号又は名称（漢字）	氏名（半角）	氏名（漢字）	生年月日 元号 MTSH	性別 (M・F)	住所	職名
1	カブシキガイシャ	株式会社君津	キヅ タロウ	君津 太郎	S 40 1 16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	代表取締役
2	カブシキガイシャ	株式会社君津	イハラ ハコ	市原 花子	S 51 10 5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	取締役
3	カブシキガイシャ	株式会社君津	サシノ カズオ	習志野 和夫	H 1 6 27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監査役
4	カブシキガイシャ	株式会社君津	ヤシ ジョウ	八千代 次郎	T 14 5 1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会長
5								
6	・半角カタカナで入力 ・途中にスペースは入力しない		・半角カタカナで入力 ・姓と名の間は半角 スペースを1つ入 力		・半角数字 で入力			
7					・半角アルファベット 大文字で入力 ・大正:T、昭和:S、 平成:H			
8							・全角文字で入力 ・都道府県から入力(政令指定都市の場合も) ・1番1号 ⇒ 1-1(ハイフンでつなぐ) 2丁目3番4号 ⇒ 2-3-4 5番3 ⇒ 5-3	
9		・全角文字で入力 ・途中にスペースは入力しない ・(株)などに略さない						
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

令和2年 5月14日

住所（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）
君津市久保〇〇〇〇

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）
株式会社君津 代表取締役 君津 太郎 ㊟

役員等名簿には、支援を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件支援金の申請に関する権限又は支援事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

⑦ 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト

※該当する項目にチェックしてください。該当する項目がないときは、「その他」に取り組み内容を記入してください。

【全事業者が確認ください】

●感染症予防対策に関する取組

■発熱者等の施設への入場防止

- ☐ 従業員の出勤停止（従業員の検温のための体温計の購入など）
- ☐ 不要不急の来訪自粛要請（体調不良時の自粛要請などを求めるHP立ち上げなど）
- ☐ その他（ ）

■3つの「密」の防止に関する取組

- ☐ 密集する会議の中止（テレビ会議の実施のための設備購入など）
- ☐ 営業内容の変更（デリバリー開始のための車両購入やランチ営業など）
- ☐ 店舗・事務所内における間隔確保（座席を1つ以上開けて案内、座席・机の一部撤去など）
- ☐ 換気の実施（定期的な窓の開け閉めや換気設備の設置など）
- ☐ その他（ ）

■飛沫感染、接触感染の防止に関する取組

- ☐ 従業員への取組（マスクや消毒液などの購入、消毒作業）
- ☐ 来客等への取組（入店時等に使用する消毒液の購入など）
- ☐ その他（ ）

■移動時における感染の防止に関する取組

- ☐ 出張の中止（電話会議やビデオ会議のための設備購入など）
- ☐ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進など）
- ☐ その他（ ）

■その他の取組

- ☐ []

該当する項目1つ以上にチェックをしてください。（すべての項目に該当していなくても支給対象となります。）

【県の要請に伴い休業等した事業者（申請要領P.25参照）の方は該当する項目にチェックしてください。】

- ☐ 4月22日～5月6日まで休業に協力
- ☐ 5月9日～5月31日（※）まで休業に協力
- ☐ 【居酒屋等】4月22日～5月6日まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力
- ☐ 【居酒屋等】5月9日～5月31日（※）まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力

※新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業等の要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までとする。

⑧ 減収月の売上台帳等の写し

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。

※連続する3か月の売上高合計で比較する場合は、3か月すべての売上台帳が必要です。

※フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。

※ただし、提出するデータが対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。

(令和2年●月と明確に記載されている等)

※なお、法人の場合は法人名、個人の場合は屋号もしくは個人名が台帳で確認できる箇所を併せて提出してください。

⑨ 【県の休業等要請対象業種の場合】休業等を確認できる書類

休業等を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ 等 (写し又は写真で可)

※休業等をする事業所などの名称や状況 (休業の期間等) がわかるように工夫してください。

※複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

※食堂、レストラン、喫茶店等 (居酒屋含む) を管理する事業者においては、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていることが分かる書類を用意してください。

※休業要請については、全期間について協力いただくことが基本ですが、今回の対象要件としては、

① 令和2年4月22日 (水) から5月 6日 (水) までの全ての期間

② 令和2年5月 9日 (土) から5月31日 (日) までの全ての期間

(②については、休業要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの期間とする。)

について、県の要請に応じていることが必要となります。当該期間休業していることが確認できる書類を添付してください。

☐ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（1枚）

IV 要件に関する特例

以下の場合、Ⅱ及びⅢの内容とは別の取扱いの上、支給対象とします。

(1) 新規創業特例

①平成31年4月から令和元年12月の間に新規創業し、以下のいずれかに該当する場合

- ア 令和2年1月から12月のうち、任意のひと月の売上高が、令和元年の総売上高を令和元年の創業後月数[※]で按分した月平均額と比較して50%以上減少している。
- イ 令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の売上高の合計が、令和元年の総売上高を令和元年の創業後月数[※]で按分した月平均額を3倍した額（3か月分）と比較して30%以上減少している。

【追加で必要な書類】

（法人の場合）

- ☐ 法人設立届出書の写し
- ☐ （確定申告時期が到来していない場合）税理士による押印及び署名がなされた、令和元年分の年間事業収入を証明する書類（様式任意）

（個人事業主の場合）

- ☐ 個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

②令和元年12月から令和2年3月の間に新規創業し、以下のいずれかに該当する場合。

- ア 令和2年4月から12月のうち、任意のひと月の売上高が、創業から3月までの総売上高を3月までの月数[※]で按分した月平均額と比較して50%以上減少している。
- イ 令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の売上高の合計が、創業から3月までの総売上高を3月までの月数[※]で按分した月平均額を3倍した額（3か月分）と比較して30%以上減少している。

【追加で必要な書類】

（法人の場合）

- ☐ 法人設立届出書の写し
- ☐ 税理士による押印及び署名がなされた、創業月から令和2年3月の事業収入を証明する書類（様式任意）

（個人事業主の場合）

- ☐ 個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し
- ☐ 税理士による押印及び署名がなされた、創業月から令和2年3月の事業収入を証明する書類（様式任意）

※創業月は操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

※令和元年12月創業の場合は①、②のいずれかを選択して申請できます。

(2) 事業承継・法人成特例

①平成31年4月から令和元年12月の間に事業承継・法人成し、以下のいずれかに該当する場合

- ア 令和2年1月から12月のうち、任意のひと月の売上高が、令和元年の総売上高を令和元年の事業承継・法人成以降の月数^{*}で按分した月平均額と比較して50%以上減少している。
- イ 令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の売上高の合計が、令和元年の総売上高を令和元年の事業承継・法人成以降の月数^{*}で按分した月平均額を3倍した額（3か月分）と比較して30%以上減少している。

【追加で必要な書類】

（法人の場合）

- ☐ 法人設立届出書の写し
- ☐ （確定申告時期が到来していない場合）税理士による押印及び署名がなされた、令和元年分の年間事業収入を証明する書類（様式任意）

（個人事業主の場合）

- ☐ 個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

②令和2年1月以降に事業承継・法人成した場合

以下の書類を追加で提出していただき、売上の比較を行います。

【追加で必要な書類】

（法人の場合）

- ☐ 法人設立届出書の写し
- ☐ 事業承継をした者又は法人成前の事業者の令和元年の確定申告書

（個人事業主の場合）

- ☐ 個人事業の開業届出書の写しまたは開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し
- ☐ 事業承継をした者の令和元年の確定申告書

※事業承継・法人成した月は操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

(3) 確定申告特例・1

令和元年の確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合

- ・令和元年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、令和元年の年間事業収入の月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

(4) 確定申告特例・2

「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、令和元年分の確定申告を完了していない場合、又は、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合

- ・平成30年分の確定申告書類等の控え又は平成30年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、平成30年の月別の売上がわかる場合は比較月の売上と、平成30年の月別売上がわからない場合は、平成30年の年間事業収入月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

(5) 白色申告特例

白色申告のため、月ごとの売上高が確認できない場合、以下のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ①令和2年1月から12月のうち、任意のひと月の売上高が、令和元年の総売上高の平均額と比較して50%以上減少している。
- ②令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の売上高の合計が、令和元年の総売上高の平均額を3倍した額（3か月分）と比較して30%以上減少している。

(6) NPO法人・公益法人等特例

P1対象要件（1）に該当する者で、公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）であるため確定申告を要さない場合、以下のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ①令和2年1月から12月のうち、任意のひと月の収入が、前年同月（又は前年の月平均）と比較して50%以上減少している。
- ②令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の収入の合計が、前年同期（又は前年の月平均を3倍した額（3か月分））と比較して30%以上減少している。

※この場合の収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とします。

※「会費」は収入に含めることができます。

【追加で必要な書類】

1 特例に該当していることが確認できる書類

- ☐ 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類

2 直前の事業年度の収入を確認する書類

(例)

種別	年間収入の確認書類
社会福祉法人	事業活動計算書
NPO法人	(特定非営利活動に係る) 事業報告書
公益法人	正味財産増減計算書

V その他留意事項

- (1) 本支援金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- (2) 市は必要に応じて、申請内容（休業実態等）の状況について調査する場合があります。その場合、支給対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (3) 支給対象者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を令和2年度から5年間、保存しておかなければなりません。

千葉県の新規インフルエザ等対策特別措置法に基づく措置（別紙）

- 1 新規インフルエザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月14日から5月31日までの間、下記施設の使用停止またはイベント開催の停止の協力を要請

※同法に基づく休業等の要請が5月30日までのいずれかの日で終了する場合は当該終了日までとする。

- 2 新規インフルエザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者に対し、4月18日から5月25日までの間、19時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請し、5月26日以降は、22時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請

（休業等対象施設一覧）

種類	施設	休止要請	備考
大学 等	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設への要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
劇場 等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会場 等	集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
集会場 等	神社	対象外	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	寺院	対象外	
	教会	対象外	

種類	施設	休止要請	備考
	ホテル (集会の用に供する部分に限る。)	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)
	旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	対象	
運動施設等	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場(※)	対象外	
	バッティング練習場(※)	対象外	
	陸上競技場(☆)	対象外	
	野球場(☆)	対象外	
	テニス場(☆)	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、 ヨガスタジオ	対象	
遊技場	マージャン店	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	パブ	対象	
	ダーツバー	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	
	ヌードスタジオ	対象	
	のぞき劇場	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
自動車 教習所 等	自動車教習所	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・ 絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	

暴力団排除に関する規定（Ⅱ 対象要件（７） 関係）

（別紙）

支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、君津市が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。